

**防火対象物の放火火災予防対策のあり方検討報告書(平成11年3月)の概要**

平成9年度及び10年度に行われた防火対象物の放火火災予防対策に関する調査研究委員会における検討成果である「防火対象物の放火火災予防対策のあり方検討報告書」について、その概要をまとめておく。

当該報告書は、放火火災の実態調査とその分析（平成9年度）、放火火災予防対策の検討（平成10年度）から構成されている。特に、用途別放火火災予防対策として、防火対象物毎にわかりやすく対策の要点をまとめた小冊子「放火火災予防対策マニュアル」が全国の消防本部に配布され活用されている。

**(1) 放火火災の実態****○放火火災の推移と発生状況**

- ・昭和60年以降、放火による火災は常に火災原因の第1位を占めてきた。
- ・放火火災件数は、昭和63年から平成9年までの過去10年間について、平成6年を除き確実に上昇傾向をたどっており、また、平成4年以降連続して1万件を超えている。
- ・今後の課題として、放火されない環境づくりや「放火は、刑法上重大な犯罪とされ、罪は極めて重く、放火行為者の検挙率は95%と高率である。」旨を強く訴えることを含めた予防広報が有効である。

(注) 放火行為者の検挙率は、平成9年度の調査が行われた時点の数値。

平成15年は70%(警察庁ホームページ)となっている。

- ・放火火災は、建物への放火が最も多く、その他の火災、車両火災の順となっており、建物火災、車両火災、その他の火災を中心に放火火災対策を進めることが効果的である。

**○放火火災による被害状況、死者発生状況**

- ・平成9年中のデータでは、全火災に対する放火火災について、発生割合は20.8%であるが、損害額は13.7%である。これは、ごみ等の比較的廉価なものにも放火が多いということがいえる。なお、傾向はその他の年も同様である。
- ・近年の放火火災は連続多発的に発生する傾向にあり、その被害は小規模化している。
- ・放火火災による死者の大半は放火自殺者であるが、放火殺人や放火自殺の巻添え等も発生している。
- ・放火罪が「公衆の安全に対する罪」の中でもいかに「重大な法益侵害性」(すなわち「社会的に非難されるべき違法性」が強いこと)を有する犯罪であるか世論に訴えていくことが予防を図る上で有効である。

## ○放火火災の地域特性、物的特性、気象特性

- ・放火火災は、都市部ほど多く発生している。  
要因として、都市における匿名性、都市生活の孤独やストレス等があげられる。自分を認知・識別する者が周囲に少ないことから、「犯行に及んでも知られ難いのではないか」という犯罪者の心理が働くこと、また、不動産の資産価値が高いことが、保険金詐欺を含む放火を誘発すると考えられる。
- ・用途地域別の放火火災の発生状況は、住居地域、住居専用地域等住宅部で全体の半数を占め、市街地や商業地域を含む建物密集地等を加えると全体の約8割となっている。
- ・建物構造別の放火火災の発生状況は、昭和54年では木造建物が50%を超えていたが、建物構造等の変化もあり、耐火建築物での放火火災の発生率が高くなり、全体の3分の1を占める。
- ・建物用途別の放火火災の発生状況は、一般住宅や共同住宅等が圧倒的に多く、次いで複合用途防火対象物(雑居ビル等)、倉庫、事務所、学校、物品販売店舗等の順となっている。
- ・建物規模別の放火火災の発生状況は、延べ面積1,000㎡以下のものが全体の6割を占める。また、出火階別では、地上階で発生した件数が9割を超え、そのうち1階及び2階で発生する比率が高い。これらのことから、短時間で犯行に及ぶことができ、見つかり難く、逃げやすい場所で放火火災が発生すると考えられる。
- ・発火源別では、ライターやマッチ等で火をつけるものが8割を占める。
- ・着火物別では、繊維類やごみ屑類が6割を超えている。
- ・出火箇所別については、建物火災では、共用部分が30～60%で建物外周部もほぼ同じ割合である。施錠や柵あるいは照明設備の設置等による管理面の強化により、かなり放火を防ぐことができるともいえる。また、建物火災以外では、敷地内、道路等における車両、ごみの火災を合わせると半数を占めている。個人的なつながりのない愉快犯的な放火が多いことも推測される。
- ・車両の放火火災が多い背景には、車両の所有者に「車両は放火されやすい」という認識が欠如しているとも考えられ、防災製品のボディカバーの使用、駐車場の照明設備の設置に配慮するよう訴えかけていく必要がある。
- ・工事中の建物や空家・空室については、建物内部に侵入して放火するケースが多い。特に夜間における管理に弱い面が考えられることから、施錠管理を含め不審者の侵入を防ぐ措置等の配慮について関係者への指導が求められる。また、材木置場や夜間無人となる建物等でも同様のことがいえる。
- ・放火火災は、雨の降っていない風の弱い日に発生する割合が高い。
- ・月別に見ると、10月から4月の冬から春にかけて乾燥した寒い時期に多発している。

## ○放火行為者の行動特性、心理的特性

- ・放火火災の発生状況は、  
曜日別では、あまり変化がないが、強いていえば日曜日、月曜日に多いといえる。  
時間帯別では、午後10時から午前5時頃にかけて多く発生し、そのピークは午前0時から3時台である。周囲が暗くて人通りが少なく犯行を目撃され難い時間帯が多い。
- ・放火行為者の動機別で見ると、恨み、仕返し等によるものが多いが、その他にも腹いせ、憂さ晴らし、スリルを求める等の衝動的・突発的あるいは愉快犯的な異常心理状態で行う者、あるいは日頃からの不満がきっかけとなったり、火をつけるスリルと火災の情景に快感を覚えたりする者等心理的に不安定又は異常な者の犯行が多くなっている。
- ・年齢別では、30代から40代のいわゆる働き盛りの壮年層が約4割を占める。これは、社会生活で受ける様々なストレスが要因となっていることが多いことを示唆している。また、20歳未満や20代の者の犯行も比較的多く、家庭、学校、地域社会に対する不満が動機になっていると思われる他、火遊びのような軽い気持ちで放火する者もいる。

## ○放火自殺者の特性、人的特性、行動特性

- ・放火自殺者は、平成8年、9年に大幅に増加し、特に40代、50代のいわゆる働き盛りの男性に多いことについては、経済不況時期に多く発生していることをみると、生活苦や将来への失望感等様々な要因が複雑に絡み合っていることと推測できる。
- ・放火自殺者を月別にみると、冬から春にかけて多い傾向があり、時間帯別では、午前2時から6時の間に発生する割合が高く、午前4時から6時にかけてピークとなっているがその差は小さく特性を見出すのは難しい。

## (2) 放火火災予防対策

放火火災件数は年々増加傾向にあり、特に都市部で増加している。また、放火に至る要因も多様化しており、専門家の推測によると、都市型犯罪は今後とも増え続けるだろうとみられている。

現状において、消防関係機関としては燃えやすい物品の整理や巡回警備等日常的な放火火災予防対策を確実に実行する等の自衛策しかないが、根本的な放火火災根絶のためには、子供の段階から防火教育に取り組むことも重要である。

委員会では、放火火災の予防対策として、「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」ことを基本に、地域ぐるみの活動、防火対象物別の放火火災予防対策、安全で住みよい街づくり、放火火災予防対策用機器等の普及促進、地域住民の放火火災に対する防火意識の高揚に有効かつ効

果的な広報、幼少年に対する防火教育、行政面からの取組み等について各方面から検討した。

## ○地域における放火火災予防対策

地域における放火火災予防対策の推進の中核は各地域の消防機関が担うべきものであるが、消防機関のみの力では大きな効果を挙げることは難しく、地域住民と関係行政機関との密接な連携が不可欠である。

### ・地域住民

それぞれの地域社会を構成しているのは、その地域に生活する人々であるので、放火火災予防対策を推進するためには、まず地域住民自らが放火火災に対する危機感を持ち、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つことが必要である。

### ・自主活動組織

放火の原因や動機から見て、放火を予防し、被害を軽減するためには、放火火災予防対策を日頃から積極的に実践できる社会的基盤を持ち、防火、防災、防犯に関心のある自主活動組織等への働きかけが必要である。

### ・地域消防関係団体

消防機関はこれまで「火災予防運動」や「防災の日」等各種の行事を実施するに当たり、防火関係団体と協力して運動を推進してきた。

これらの団体は、結成当初から各種の火災予防活動の協力を目的としていることから、消防に関しての関心が高く協力的であり、放火火災予防対策を推進するに当たり中心的役割として大きく期待できる団体である。

### ・消防団

消防団は、地域に精通しているとともに地域住民と密接であることや普段から訓練等の研鑽を積むことにより経験と行動力に優れていることから、放火火災予防対策を実施する上で最も信頼がおける団体である。また、これまでの消防活動を通じて消防機関や警察機関との連携が強く、住民と消防関係機関等とのパイプ役としても期待される。さらに、巡回広報を実施する場合等における自主防災組織等との連携強化は放火火災予防対策を実行する上で、地域の防災リーダーとして最も期待される。

### ・事業所の防火管理組織

事業所は、防火管理者等を置いて実態に即した火災予防全般の対策等を講じているところであるが、事業所は地域と密接な関係を有しており、事業所自体の防火管理のみならず地域社会と連携した放火火災予防対策についても、日頃から協力していくことが求められている。

## ○屋外における放火火災予防対策

想定される場所・場面	想定される放火対象	考えられる対策
敷地内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車しているオートバイ、自転車のシートカバーや荷物かごのごみ類</li> <li>・敷地内に積み上げられた古家具や建築資材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内には可燃物を置かない。</li> <li>・特に、扉等で囲まれていない住宅や小規模店舗等のバックヤード等の部外者が自由に入出入りできる場所では、可燃物の管理を徹底する。</li> <li>・軒下等建物に接近して駐車しているオートバイや自転車のシートカバー、荷物かごに入っているごみ等に注意する。</li> <li>・古家具や建築廃材を敷地内に積み上げて安易に放置しない。</li> </ul>
隣棟間のすき間空間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・置かれた建材や資材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・密集住宅地の外壁の隙間は木戸等で囲い、部外者が入れないよう管理を徹底する。</li> <li>・建材や廃材を隙間空間に置く場合は、整理整頓し、防災シート等で覆い、部外者の目に触れないようにする。</li> </ul>
外階段まわり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置された不用品や古紙類等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造アパートや小規模ビルの外階段に不用品や古紙を保管する場合、囲いをして内部が見えないようにする。</li> <li>・外壁の不燃化措置を施す。</li> <li>・照明設備を設置する。</li> <li>・ポリ容器等の不燃容器によるごみの一時保管をすることも有効である。</li> </ul>
店舗のバックヤード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野積みされた段ボール等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物を整理整頓、除去、部外者の目に届かない場所への保管等が重要である。</li> <li>・監視用カメラ等により監視体制を強化する。</li> <li>・部外者が容易に侵入できなないための柵を設置する。</li> </ul>
住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収日前に出されたごみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用照明機器によりごみ集積所をライトアップする。</li> <li>・集積所をボックス化・コンテナ化する。</li> <li>・大型ポリバケツの容器等に一時的に保管する。</li> <li>・ごみ流れ回収方式を採用する。</li> </ul>
商店街・繁華街	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置されたごみ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間回収を実施する。ごみ集積所をコンテナ化する。</li> </ul>
空家・空ビル等の外周部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置された可燃物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空家等の所有者・管理者は、火災予防条例に基づき、責任を持って管理する。</li> <li>・消防機関においては、空家等に関する実態調査、所有者に対し積極的な指導を行う。</li> <li>・敷地の囲い込み、施錠の徹底による出入り制限を行う。</li> <li>・敷地内外の可燃物を除去しておく。</li> <li>・外周部に照明機器を設置する。</li> <li>・定期的に巡回・監視を実施する。</li> </ul>
工事中の建築物の外周部	<ul style="list-style-type: none"> <li>集積された工事材料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の囲い込み、無人時の防護柵の施錠徹底による出入り制限を行う。</li> <li>・工事材料を整理整頓する。廃材等は除去しておく。</li> </ul>
大規模都市開発地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの自動回収装置（ゴミシューター）を整備する。</li> </ul>

## ○建物用途別における放火火災予防対策

建物用途	可燃物整理・除去	施錠・出入り管理	ハード対策	警戒・警備体制	協力体制、指導・教育体制
一般住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>家の外の不要品、古新聞</li> <li>郵便受の新聞、チラシ</li> </ul>	外出時や就寝時の窓、門扉、車庫等の施錠	<ul style="list-style-type: none"> <li>塀は低い金網や生垣で、死角を作らない</li> <li>車両等のボデイカバーに防炎品を使用</li> <li>夜間用照明機器等の設置</li> <li>住宅用火災警報器の設置</li> </ul>	外出時の隣近所への声かけ	外出時の隣近所への声かけ
共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ、古新聞の管理</li> <li>掲示板の不燃化、張り紙みの整理整頓等</li> <li>共用部分の管理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の周辺に駐車する車両等のボデイカバーに防炎品を使用</li> <li>住宅用火災警報器の設置</li> <li>常夜灯の設置</li> </ul>	知らない人に声をかける 「一声運動」	知らない人に声をかける 「一声運動」
雑居ビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレットペーパー、新聞等</li> <li>目につきやすい場所の放置可燃物の整理</li> </ul>	使用しない箇所の施錠	<ul style="list-style-type: none"> <li>死角となりやすい箇所の監視カメラ、火災報知器の設置</li> </ul>	従業員・テナント関係者への防火防災の指導、教育	従業員・テナント関係者への防火防災の指導、教育
百貨店	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレットペーパー</li> <li>店内商品等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>死角となりやすい箇所の監視カメラ、火災報知器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死角となりやすい箇所の巡回警備の実施</li> <li>従業員の責任体制の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死角とならないような商品の並べ方の工夫</li> <li>従業員(アルバイト等を含む)への防火防災の指導・教育</li> </ul>
学校・図書館	教室内等の可燃物の除去	使用しない出入口、施設等の施錠の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>死角となりやすい箇所の監視カメラ、火災報知器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回警備の実施(特に休日・夜間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P T A、町内会や自治会との相互協力体制の確立</li> </ul>
工場・作業場	施設裏側や資材置場の可燃物の整理整頓	<ul style="list-style-type: none"> <li>無人となる更衣室、休憩室等の施錠</li> <li>従業員のいない作業場、物置、倉庫等は施錠管理を徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死角となりやすい箇所の監視カメラ、火災報知器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回警備の実施(特に休日・夜間)</li> </ul>	
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>待合室のごみ箱</li> <li>院内リネン室、トイレや階段の可燃物の整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リネン室、パイプスペース、倉庫の施錠</li> <li>面会時間の設定</li> <li>出入り者のチェック管理体制の確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>死角となりやすい箇所の監視カメラ、火災報知器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回警備の実施</li> </ul>	

建物用途	可燃物整理・除去	施錠・出入り管理	ハード対策	警戒・警備体制	協力体制、指導・教育体制
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両のボデイクーパー</li> <li>・車内の品物等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両のドアや窓の施錠</li> <li>・出入口を限定し、自由に出入りできないようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塀は低い金網や生垣で、死角を作らない</li> <li>・常夜灯の設置</li> <li>・車両等のボデイクーパーに防炎品を使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者や管理者が巡回警備を実施</li> </ul>	
ホテル・旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレットペーパー、新聞等</li> <li>・未施錠の空室等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロントでの不審者の監視</li> <li>・チェックアウト後の客室の早期施錠</li> <li>・空室、物品倉庫等の施錠の徹底</li> <li>・通用口等の限定による監視体制の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死角となりやすい箇所の監視カメラ、火災報知器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死角となりやすい箇所の巡回警備の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全従業員への防火防災の指導・教育</li> </ul>
空家・空室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・室内の建具</li> <li>・ごみ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドアや窓の施錠による侵入防止</li> <li>・空家の周囲を金網や鉄板で囲い、侵入防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の建物周辺の照明</li> <li>・空家の早期撤去の要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者や管理者をはつきりさせ、連絡体制を確立</li> <li>所有者や管理者が巡回警備を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>付近住民への監視体制への協力依頼</li> </ul>
工事中や増改築中の建物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建材や廃材の整理整頓と除去</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入りができないよう囲う</li> <li>・出入口の施錠の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃材等の囲い用シートの使用（防炎品）</li> <li>・夜間用防犯機器の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回警備の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣近所への監視体制への協力依頼</li> </ul>

## ○放火火災予防対策の広報

放火火災予防対策における広報活動は、住民及び事業所の管理者等自らが地域ぐるみで放火を防ぐという自衛意識を高揚させ、自衛手段を講じさせるために実施する。

放火火災予防の広報は、地域住民の防火意識、防災行動力の向上、防災モラルの醸成を図りながら「建物周辺の放火されやすい環境の払拭」、「建物への不審者の出入り防止」、「放火対策用防災防犯機器の活用」等を中心に平素から自衛策を徹底し、「安全で住みよい街づくり」を繰り返し呼びかけていく必要がある。

### ・推進方策

放火火災の現場を見ると、放火されやすい環境にある地域では、狙われやすい条件から放火火災が発生している状況が多く見受けられるのが特徴である。広報活動を通して住民及び事業所の管理者等自らが放火を防止する自衛意識を持ち、自衛手段を講じるよう認識を高めなければならない。

そのためには、各種広報を通じて、「放火されない、放火させない、放火されても大事に至らない」といった環境づくりの普及が必要である。

### ・巡回・広報と留意点

過去の放火火災の実態から、事例を紹介（放火されやすい環境、放火時の着火物等）し、地域性を反映した内容とする。消防車両、自治会、自主防災組織等の所有する車両で放火火災の予防対策の呼びかけを行う際は、拡声装置の利用や車両への放火火災予防の標語ステッカーの掲示などを行う。また、地域の情報メディア（CATV、地域ミニFM等）の活用により、地域住民に身近な広報を行うこととする。

広報上の留意点としては、放火行為者に対し刺激的・挑戦的な表現は避けるとともに、プライバシーや正確性には特に配慮して情報提供する。また、放火火災多発地域で車両等による巡回広報等を行う場合は、警察署と連絡を密にとる。さらに、地域住民が自主広報活動として巡回広報を実施する場合は、放火火災の多い時間帯に不定期な巡回を行う。なお、時間帯によっては、広報の音量等が住民の反感を買う場合もあることに配慮する。

### ・連続放火火災発生時の広報活動

連続放火火災であると判明した場合、広報計画のうち実施が容易な広報活動から適宜行う。電光掲示板等の速報性に優れた媒体を選定する。

チラシ等を配布する場合は、町内会、自治会、消防団、消防関係団体等に協力を求め、連携をとりながら実施する。

町内会、自治会、消防団、消防関係団体等に対し、対策会議等の開催を呼びかけ、放火火災予防対策のための自主的な警戒等を指導する。

町内会、自治会、消防関係団体等が自主的に巡回警戒する場合は、巡回の方法等について指導するとともに、警戒等を実施することをPRして参加住民の意識の高揚を図るようにし、「見せる警戒活動」に重点を置く。

・ 防火対象物別広報対策

対 象		対 策
百貨店 スーパー等	従業員 出入り 業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防計画に基づく放火火災の予防対策を徹底する。</li> <li>・ 各職場の火元責任者、担当者の会議を開催して、放火火災予防対策を徹底する。</li> <li>・ 従業員用出入口や休憩室に立て看板やポスターを掲示し、注意を呼びかける。</li> </ul>
事業所 工場等	従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防計画に基づく放火火災の予防対策を徹底する。</li> <li>・ 各職場の火元責任者、担当者の会議を開催して、放火火災予防対策を徹底する。</li> <li>・ 事業所出入口や従業員控室に立て看板やポスターを掲示し、注意を呼びかける。</li> <li>・ 構内放送を活用して放火火災の予防対策を広報する。</li> <li>・ 広い敷地を有する工場等では、構内に広報車を巡回させて広報する。</li> <li>・ 構内警戒班による巡回を行い、監視の強化と放火火災予防対策の徹底を広報する。</li> </ul>
	出入り 業者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出入り業者等の出入り時、放火火災の予防対策を広報する。</li> <li>・ 事業所の防火管理者、出入り業者等による対策会議を開催し、放火火災予防対策を周知徹底する。</li> </ul>
繁華街 商店会	従業員 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商店会で定める消防計画に基づく放火火災の予防対策を徹底する。</li> <li>・ 各テナントの火元責任者、担当者の会議を開催して、放火火災予防対策を徹底する。</li> <li>・ 商店会事務所等に立て看板を掲示し、注意を呼びかける。</li> <li>・ 広報警戒班による巡回を行い、監視の強化と放火火災予防対策の徹底を広報する。</li> <li>・ 地域町内会等との連携を図り、放火火災予防対策用の広報を実施する。</li> </ul>
	お客様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街頭に立て看板、ポスターを掲示して、注意を呼びかける。</li> <li>・ 街頭放送を活用して、注意を呼びかける。</li> <li>・ 商品広告紙に放火関連記事を掲載し、注意を呼びかける。</li> <li>・ 連続放火発生時には、チラシ等を配布し、注意を呼びかける。</li> </ul>

- ・ どの場合にあっても、放火火災があった事実を早期に周知することが必要。

## ○放火火災予防対策に関する防火教育

子供による火遊びや放火を防ぐための対策は、子どもの年齢や成長度、性格、非行性、火遊び癖、さらには家庭環境を含む多岐にわたる要素を考えたきめ細かいものでなければならない。従って対策の推進に当たっては、各家庭、学校、地域社会及び消防機関がそれぞれ役割を分担し協力し合って取り組む必要がある。

今日、家庭で子どもが直接火と接する機会は少なくなりつつあり、火に係る教育を身近に行うことができにくくなっているため消防機関としては幼稚園、小中学校で行う防災訓練や防災講話等の機会を利用して防火教育を進める必要がある。

## ○安全で住みよい街の診断

放火火災を減らすためには、住民自らが放火を防止する自衛意識を持ち、「放火されない、放火させない、放火されても被害を大きくさせない」街づくりをするという認識を持つことが大前提である。

密集した地域で道路が狭く、死角の多いところや、街灯などの明かりが少なく、しかも放火行為者の逃走しやすい場所等自分たちの住む街の環境を、自分たちの目で再確認する必要がある。日頃何気なく見過ごしている地域を楽しみながら興味を持って歩き、チェック表を用いて危険箇所を調査する。この手法によれば、防犯や交通、衛生、福祉、震災対策、歴史、文化等多くの目的を持って新たな再発見をしながら、放火されやすい危険箇所のチェックをすることができるものとする。

結果は住民自らがチェックした生の意見であり、「安全で住みよい街づくり」として提案を申し入れられた関係者も比較的受け入れやすく、納得できるのではないだろうか。

また、自分の家もチェック表を用いて新たな目で見直すことにより、今まで見過ごしていた放火されやすい場所や消火器の位置等を再確認することができる。

・チェック表

〔私の家の放火火災予防診断表〕

調査実施日	平成 年 月 日 曜日 ・ 天候	
NO	チェック事項	チェック
1	家の周りや外階段の下等に紙類等の可燃物を放置していませんか	
2	ごみ回収日の前夜にごみを出していませんか	
3	共同住宅等の共用部分を物置がわりにしていませんか	
4	自転車やオートバイのカゴに、物を置いたままにしていませんか	
5	オートバイ、自動車のボディカバーは防災品を使用していますか	
6	玄関、物置、車庫の施錠はされていますか	
7	郵便受けに新聞やチラシ等が溜まったままにしていませんか	
8	消火器等は使いやすい状態にありますか	
9	門灯、玄関灯の照明状況は良好ですか	
10	家族で放火防止の話し合いをしていますか	

〔安全で住みよい街づくり診断表（放火火災予防編）〕

調査実施日	平成 年 月 日 曜日 ・ 天候	
実施区域		
調査参加者		
NO	チェック事項	チェック
1	家の近くに燃えやすい物が放置され、危険な状態になっていませんか	
2	ごみ収集日の前夜にごみが出されていませんか	
3	街灯が設置されていますか。明るさは十分ですか	
4	いつも不法駐車している自動車・オートバイはありませんか	
5	街灯消火器の設置状況は良好ですか	
6	郵便受けに新聞等が溜まったままになっているところはありませんか	
7	空地等枯草が立ち枯れになり危険な場所はありませんか	
8	工事現場等で、建材や燃えやすいものが放置されていませんか	
9	空家、空ビルや空室等管理状態の悪い建物はありませんか	
10	道路が狭く死角になる場所はありませんか	

## ○放火火災予防対策用設備・機器

放火火災は人為的原因により発生していることから、「人」を主体としたソフト面だけに頼る放火火災予防対策では限界がある。このことから、放火火災予防対策用設備・機器を開発し、これを活用していくことが非常に効果的である。

## ○行政面からの放火火災予防対策

放火火災予防対策の基本は、平素から予防対策を推進して「安全で住みよい街づくり」に努めることにある。また、放火が発生した場合は、直ちに対策を立て、放火再発防止に努めることが求められる。

このためには、地域全般にわたる住民の協力が不可欠であり、非常時に備えた対策を即時に実施するための対応手段等をあらかじめ定めておくことも考慮すべきである。

消防、警察、環境、建築等の関係行政機関と地域住民等が都市計画・街づくり立案の段階から積極的に参画して、必要な施策を都市計画・街づくり等に生かしていくべきである。

また、放火火災予防対策として、地域が一体となって各種活動を展開するため、「放火火災予防対策協議会」の設置、「放火防止モデル地域」の指定、「重点警戒週間」の設定等を行い、必要な対策を講じるべきである。

放火火災予防対策を実施するに当たって、各市町村は地域の実情に応じて、火災予防条例等の中に放火に関する規定を明確化するとともに、放火火災予防に係る財政上の助成や表彰制度の充実についての取組みも必要である。